



— 日常の買い物機会を提供する — 「移動販売」を紹介します

「近所に食料品店が無い」「車の運転ができず、外出が難しい」といった人のほか、新型コロナウイルス感染症の拡大により外出を控えている人が増え、食料品や日用品を販売する移動スーパーの需要が高まっています。

【問い合わせ】本館商工労政課(☎41-3534)

■まちづくり市民アンケートでは 2割以上が市内での買い物に不満

本市における消費者の満足度を「令和2年度まちづくり市民アンケート」で見ると、市内での買い物に「どちらかという不満」「不満」と答えた市民の割合は27.6%となっています。一概には言えませんが、市民の2割以上の人たちが食料品などの購入に不便や苦勞を感じていると考えられます。

■日常の買い物機会を提供 移動スーパー「とくし丸」の取り組み 市内では、イトーヨーカドー花巻店とA

コープゆぐち店が、一部の地域を対象に、移動スーパー「とくし丸」の運用を行っています。軽トラックに食料品や日用品など約400品目、1,200点を積んで販売しています。

■本市と事業協定を締結 移動販売を通じた見守り活動

両店は、高齢者の安心な生活の確保を目的として実施する「高齢者見守り支援ネットワーク事業協定」を本市と締結しています。市と相互に連携しながら、移動販売を通じて一人暮らし高齢者などの見守り活動も行っています。

移動スーパー「とくし丸」販売エリアを紹介します

■イトーヨーカドー花巻店(☎23-7200)

主に花巻地域の花北・花巻中央・花南・矢沢地区、石鳥谷地域、東和地域

■Aコープゆぐち店(☎28-2225)

主に花巻地域の松園・花西・湯口・湯本・太田・笹間地区



現在の移動販売は、民間事業者の協力の下、市内の一部地域に限定して行われています。上記販売エリア外で巡回販売を希望する人・地域は、本館商工労政課(☎41-3534)にご相談ください。

利用者へインタビュー



息子の誕生日にケーキを準備することができました



販売員が丁寧に商品説明をしてくれます

ご夫婦にお聞きしました

菊池 松市 さん シマさん (東和町石鳩岡)

欲しいものがあったとしても息子に頼んで買ってもらうのは申し訳ないと思っていたので、「とくし丸」に来ていただけてとてもありがたいです。品物がたくさんありリクエストもできるので、何が欲しいか考えて準備できるのも助かっています。世間話をするのが楽しく、安心して買い物ができます。



介護保険料の 減免制度をお知らせします

【問い合わせ】
新館長寿福祉課(☎41-3578)

新型コロナウイルス感染症の影響により、主な生計維持者の収入の減少などがあった場合に申請することで、介護保険料の一部または全額の免除が受けられます。

■対象・減免額

- ①新型コロナウイルス感染症により、主な生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った第1号被保険者…**全額免除**
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主な生計維持者の収入の減少が見込まれ、次の要件に全て該当する第1号被保険者
▶事業収入・不動産収入・山林収入・給与収入のうち、いずれかの収入で令和2年中の収入の減少額が令和元年中に比べ10分の3以上減少する見込みであること▶令和元年中の所得(令和2年中の収入減少が見込まれる種類の所得を除く)の合計額が400万円以下であること…**右記の[表1]で算出した対象保険料額に[表2]の減免割合を乗じた額**

【表1】

対象保険料額＝A×B÷C	
A…第1号被保険者の保険料額	
B…第1号被保険者の属する世帯の主な生計維持者の減少することが見込まれる収入などに係る前年所得金額	
C…第1号被保険者の属する世帯の主な生計維持者の前年合計所得金額	

【表2】

前年合計所得金額	減免割合
200万円以下	全部
200万円超	10分の8

【算定例】 主な生計維持者の事業収入が5割以下となる見込みの介護保険被保険者の減免額

区分	内容
① 令和元年中合計所得額	130万円(事業所得100万円、年金所得30万円)
② 令和2年度保険料額	8万9,400円(第7段階)
③ 減少が見込まれる収入に係る所得額	100万円
④ 減免割合	10分の10(前年合計所得金額200万円以下)
⑤ 減免額の算定(②×③÷①×④)	8万9,400円×100万円÷130万円×1.0＝6万8,769円・6万8,700円
⑥ 減免額	6万8,700円



後期高齢者医療保険料の 減免制度をお知らせします

【問い合わせ】
本館国保医療課(☎41-3583)

新型コロナウイルス感染症の影響により、主な生計維持者の収入の減少などがあった場合に申請することで、後期高齢者医療保険料の一部または全額の免除が受けられます。

■対象・減免額

- ①新型コロナウイルス感染症により、主な生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯の被保険者…**全額免除**
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主な生計維持者の収入の減少が見込まれ、次の要件に全て該当する世帯の被保険者
▶事業収入・不動産収入・山林収入・給与収入のうち、いずれかの収入で令和2年中の収入の減少額が令和元年中に比べ10分の3以上減少する見込みであること▶令和元年中の所得の合計額が1,000万円以下であること▶令和元年中の所得(令和2年中の収入減少が見込まれる種類の所得を除く)の合計額が400万円以下であること…**右記の[表1]で算出した対象保険税額に[表2]の減免割合を乗じた額**

【表1】

対象保険料額＝A×B÷C	
A…75歳以上の人の対象期間の保険料額	
B…減少することが見込まれる収入などに係る前年所得金額	
C…生計維持者および世帯の被保険者全員の前年合計所得金額	

【表2】

前年合計所得金額	減免割合
300万円以下	全部
400万円以下	10分の8
550万円以下	10分の6
750万円以下	10分の4
1,000万円以下	10分の2

【算定例】 世帯主の事業収入が7割以下となる見込みの被保険者の減免額

区分	内容
① 令和元年中合計所得額	170万円(事業所得100万円、年金所得70万円)
② 令和2年度保険料額	13万8,800円
③ 減少が見込まれる世帯主の所得額	100万円
④ 減免割合	10分の10(前年合計所得金額300万円以下)
⑤ 減免額の算定(②×③÷①×④)	13万8,800円×100万円÷170万円×1.0＝8万1,647円・8万1,700円
⑥ 減免額	8万1,700円